

英国知的財産庁、事業領域における知的財産権侵害回避ガイドを公表

2011年10月3日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、9月23日、「事業領域における知的財産権侵害回避（PREVENTING INFRINGEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY (IP) RIGHTS IN THE WORKPLACE）」と題するガイドを公表した。

本ガイドは、産業界、エンフォースメント機関、UKIPO等の政府機関を含む国家知財犯罪対策グループ（National IP Crime Group）により、事業領域における知財犯罪の問題に対処するために作成された。企業に対して、その従業員が他人の知的財産権を違法に利用していないことを確実にするためのアドバイスを与えるものであり、たとえば、従業員が自らの事業領域において保護された作品を販売したり模倣品を提供したりすることや、ライセンス許諾のないソフトウェアを業務用パソコン上で利用したりするといったような様々な刑事犯罪が起り得る可能性があることを指摘した上で、その対処方法を次の4つのポイントに分けて説明している。

・侵害が問題となる理由

知的財産権の侵害とは何か。民事上の侵害と刑事犯罪の違い。また、なぜ措置を講じるべきか。

・事業に対するリスク

知的財産権の侵害のリスクは、法的および安全面でのリスク、ウイルス、資産への影響を含む、事業活動への影響を与える。

・潜在的に問題となる範囲

知的財産権の侵害が生じ得る具体例と、それを発見するための方法。

・侵害への対処

事業領域における知的財産権の侵害に対処する実務的アドバイスとガイド。

同プレスリリースにおいて、ウィルコックス知的財産担当政務次官は次のとおりコメントしている。「この新しい無料のガイドは、政府、エンフォースメント機関、および、産業界が、事業領域における知的財産の管理の重要性の認識を向上させるために共に対処する素晴らしい事例である。私は、あらゆる規模の企業に対して、自分自身の知的財産の保護の方法および他人の知的財産を尊重する方法を知るためにも、本ガイドに目を通すことを

奨励したい。さもなければ、その企業は、法的措置を受けるリスクや評判とブランドを傷つけられるリスクに曝されることになるだろう。知的財産権は、全ての企業の成功と成長に不可欠である一方、企業やその従業員が他社や他人に属する知的財産権を侵害した場合には、起訴を受ける可能性が生じる。」

－ UKIPO のプレスリリースは、以下参照 －

[Minister launches new IP guidance for businesses on visit to Scotland](#)

－ 知的財産権侵害回避ガイドは、以下参照 －

[PREVENTING INFRINGEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY \(IP\) RIGHTS IN THE WORKPLACE](#)

(以上)